設計変更　理由書

神戸市

工　事　名	鶴甲東歩道橋補修工事

契約変更後の工事概要

橋長　L=25.3m

薄層カラー舗装工　一式

塗替塗装工　一式

契約変更の理由

①　既存塗膜に事前の調査業務にて鉛が含有していることが判明したため、塗膜除去に塗膜剥離剤を用いる必要がある。当初は標準の剥離回数とする 2 回を想定していたが、現場着手前に現場条件に応じた剥離剤及び剥離回数を決定するため、剥離試験を行ったところ、標準仕様である 2 回剥離後では、有害物質である鉛を含む塗膜を完全に除去するができず、3 回剥離後に完全に既存塗膜を除去できることが分かった。そのため、塗膜剥離工が増工となる。

また、剥離回数増加に伴い鉛中毒予防規則等の関係法令に従い、安全衛生保護具が追加で必要となる。

②　その他、現地精査により数量に増減が生じた。